

# 経済産業省

20210315 貿局第1号  
経済産業省貿易経済協力局

「外国為替及び外国貿易法関係事務の委譲について」（平成13年1月6日付け平成13・01・06 貿局第9号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年3月24日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「外国為替及び外国貿易法関係事務の委譲について」等の一部改正について

「外国為替及び外国貿易法関係事務の委譲について」（平成13年1月6日付け平成13・01・06 貿局第9号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

## 附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に経済産業局又は沖縄総合事務局が受理した申請については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行前に経済産業局又は沖縄総合事務局が行った輸入の承認に係る内容変更、有効期間の延長、再交付及び分割の手続は、貿易経済協力局貿易管理部農水産室が行う。

「外国為替及び外国貿易法関係事務の委譲について」の一部を改正する規程新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

○外国為替及び外国貿易法関係事務の委譲について (平成13年1月6日付け平成13・01・06貿局第9号)

改正後				現行			
事務	本省における 主管課 (室)	事務を行う経済産 業局(通商事務 所)等	本省におい ても行う事務	事務	本省におけ る主管課 (室)	事務を行う経済産 業局(通商事務 所)等	本省におい ても行う事務
一 外国為替及び外国貿易法 (昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。) 第1 輸出貿易管理令 (昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。) 1 輸出の許可・承認 (1) (略) (2) 輸出承認 ((4) に掲げるものを除く。) の申請書の受付 (輸出令第2条第1項) (3) (略) (4) 輸出承認のうち貿易経済協力局長が別に定めるもの及びその申請書の受付 (輸出令第2条第1項) (5) (略) (6) (4) に掲げる輸出承認に条件を付すること (外為法第67条第1項) (7) (略)	貿易審査課、農水産室又は野生動植物貿易審査室    貿易審査課又は野生動植物貿易審査室   貿易審査課又は野生動植物貿易審査室	(略)	(略)	一 外国為替及び外国貿易法 (昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。) 第1 輸出貿易管理令 (昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。) 1 輸出の許可・承認 (1) (略) (2) 輸出承認 ((4) に掲げるものを除く。) の申請書の受付 (輸出令第2条第1項) (3) (略) (4) 輸出承認のうち貿易経済協力局長が別に定めるもの及びその申請書の受付 (輸出令第2条第1項) (5) (略) (6) (4) に掲げる輸出承認に条件を付すること (外為法第67条第1項) (7) (略)	貿易審査課    貿易審査課   貿易審査課	(略)	(略)

<p>(8) (2) に掲げる輸出承認に係る輸出承認証の訂正又は変更の申請書の受付</p>	<p><u>貿易審査課、農水産室又は野生動植物貿易審査室</u></p>		<p>(8) (2) に掲げる輸出承認に係る輸出承認証の訂正又は変更の申請書の受付</p>	<p><u>貿易審査課</u></p>	
<p>(9) (略)</p>			<p>(9) (略)</p>		
<p>(10) (4) に掲げる輸出承認に係る輸出承認証の訂正又は変更及びその申請書の受付</p>	<p><u>貿易審査課又は野生動植物貿易審査室</u></p>		<p>(10) (4) に掲げる輸出承認に係る輸出承認証の訂正又は変更及びその申請書の受付</p>	<p><u>貿易審査課</u></p>	
<p>2 輸出の事後審査</p>			<p>2 輸出の事後審査</p>		
<p>(1) (略)</p>			<p>(1) (略)</p>		
<p>(2) 当該経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の承認を行う貨物の輸出に関する事後審査(輸出令第7条)</p>	<p><u>貿易審査課又は野生動植物貿易審査室</u></p>		<p>(2) 当該経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の承認を行う貨物の輸出に関する事後審査(輸出令第7条)</p>	<p><u>貿易審査課</u></p>	
<p>3 輸出の許可又は承認の有効期間の設定又は延長</p>			<p>3 輸出の許可又は承認の有効期間の設定又は延長</p>		
<p>(1) (略)</p>			<p>(1) (略)</p>		
<p>(2) 1の(2)に掲げる輸出承認の有効期間の設定又は延長の申請書の受付(輸出令第8条第2項)</p>	<p><u>貿易審査課、農水産室又は野生動植物貿易審査室</u></p>		<p>(2) 1の(2)に掲げる輸出承認の有効期間の設定又は延長の申請書の受付(輸出令第8条第2項)</p>	<p><u>貿易審査課</u></p>	
<p>(3) (略)</p>			<p>(3) (略)</p>		
<p>(4) 1の(4)に掲げる輸出承認の有効期間の設定又は延長及びその申請書の受付(輸出令第8条第2項)</p>	<p><u>貿易審査課又は野生動植物貿易審査室</u></p>		<p>(4) 1の(4)に掲げる輸出承認の有効期間の設定又は延長及びその申請書の受付(輸出令第8条第2項)</p>	<p><u>貿易審査課</u></p>	
<p>第2 輸入貿易管理令(昭和24年政令第414号。以下「輸入令」という。)</p>			<p>第2 輸入貿易管理令(昭和24年政令第414号。以下「輸入令」という。)</p>		

<u>事前確認</u>	野生動植物 貿易審査室	全経済産業局(全 通商事務所)及び 沖縄総合事務局	○	<u>1 事前確認</u>	野生動植物 貿易審査室	全経済産業局(全 通商事務所)及び 沖縄総合事務局	○
輸入公表三の七の(3)による ワシントン条約附属書Ⅱ又は附属 書Ⅲに掲げる種に属する生きている 動物の事前確認 ( <u>輸入令第4条 第2項</u> ) (削る)				輸入公表三の七の(3)による ワシントン条約附属書Ⅱ又は附属 書Ⅲに掲げる種に属する生きている 動物の事前確認 ( <u>輸入令第3条 第1項</u> )			
				<u>2 輸入の承認等</u>			
				<u>(1) 輸入割当品目に係る貨物の輸 入の承認 (輸入令第4条第1項第 一号)</u>	農水産室	全経済産業局(全 通商事務所)及び 沖縄総合事務局	○
				<u>(2) 輸入割当証明書に係る輸入承 認の特別の有効期間の設定又は 延長 (輸入令第5条第2項及び輸 入貿易管理規則(昭和24年省令 第77号)第2条第4項及び第2 条の2第5項)</u>	農水産室	全経済産業局(全 通商事務所)及び 沖縄総合事務局	×
				<u>(3) 輸入承認証((1)に掲げるも のを除く。)の有効期間延長の承 認(税関長が輸入の承認するこ とができる場合を除く。)(輸入 令第5条第2項)</u>	貿易審査課 又は農水産 室	全経済産業局(全 通商事務所)及び 沖縄総合事務局	○
				<u>(4) 輸入割当証明書又はこれに係 る輸入承認証の記載事項の訂正 (貿易経済協力局長が別に定め る事項に限る。)</u>	農水産室	全経済産業局(全 通商事務所)及び 沖縄総合事務局	○
				<u>(5) 輸入令第4条第1項の承認に あたり、輸入の期間、船積地域 その他の輸入に関する事項につ いて条件を付すること。(当該承 認が当該経済産業局又は沖縄総 合事務局において行われる場合 に限る。)(外為法第67条第1</u>	農水産室	全経済産業局(全 通商事務所)及び 沖縄総合事務局	×

第3 (略)  
二 その他 (略)

項  
第3 (略)  
二 その他 (略)

「地方委譲貿易経済協力局関係事務の処理について（貿易審査課、農水産室及び野生動植物貿易審査室関係）」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○地方委譲貿易経済協力局関係事務の処理について（貿易審査課、農水産室及び野生動植物貿易審査室関係）（平成7年12月22日付け7貿局第606号）

改正後	現行
<p data-bbox="181 311 1003 343">地方委譲貿易経済協力局関係事務の処理について（<u>輸入貿易管理令関係</u>）</p> <p data-bbox="107 387 1099 600">「外国為替及び外国貿易法関係事務の委譲について（平成13年1月6日付け平成13・01・06貿局第9号）」によって地方で取扱うこととされた事務のうち、貿易経済協力局貿易審査課及び農水産室及び野生動植物貿易審査室が「本省における主管課（室）」とされた事務の取扱いについては、関係輸入発表及び輸入注意事項等によるほか、別添の「貿易経済協力局関係事務（地方委譲分）処理要領（<u>輸入貿易管理令関係</u>）」によって遺漏なく処理されたい。</p> <p data-bbox="107 639 192 671">別 添</p> <p data-bbox="320 676 882 745">貿易経済協力局関係事務（地方委譲分）処理要領 （<u>輸入貿易管理令関係</u>）</p> <p data-bbox="107 783 192 815">総 則</p> <p data-bbox="107 820 1048 922">経済産業局（通商事務所を含む。）又は沖縄総合事務局（以下「局」という。）において取扱うこととされた事務の処理については、一般に次の諸点に留意の上処理するものとする。</p> <p data-bbox="107 927 1048 1029">1 特に本省との協議事項と定めた場合以外であっても、<u>事前確認基準等</u>からみて疑問がある場合には具体的な意見等を添え、本省（本省における主管課（室）。以下同じ。）と協議のうえ処理すること。</p> <p data-bbox="107 1075 224 1107">2 （略）</p> <p data-bbox="107 1112 1048 1214">3 申請を受理した場合は、申請の際に提出された申請書、立証書類等関係書類の原本に申請を受理した旨、受付を行った経済産業局名（若しくは通商事務所名又は沖縄総合事務局名）及び受付年月日を記載すること。</p> <p data-bbox="107 1219 1048 1287">審査の結果、<u>事前確認</u>につき可否が決した場合は、上記の申請書にその旨及び年月日を記載し返却するものとする。</p> <p data-bbox="107 1334 224 1366">4 （略）</p> <p data-bbox="107 1370 651 1402">5 本省に対する文書の取扱いは次によること。</p> <p data-bbox="136 1407 262 1439">(1) （略）</p>	<p data-bbox="1128 311 2116 379">地方委譲貿易経済協力局関係事務の処理について（<u>貿易審査課、農水産室及び野生動植物貿易審査室関係</u>）</p> <p data-bbox="1128 387 2121 600">「外国為替及び外国貿易法関係事務の委譲について（平成13年1月6日付け平成13・01・06貿局第9号）」によって地方で取扱うこととされた事務のうち、貿易経済協力局貿易審査課及び農水産室及び野生動植物貿易審査室が「本省における主管課（室）」とされた事務の取扱いについては、関係輸入発表及び輸入注意事項等によるほか、別添の「貿易経済協力局関係事務（地方委譲分）処理要領（<u>貿易審査課及び農水産室及び野生動植物貿易審査室関係</u>）」によって遺漏なく処理されたい。</p> <p data-bbox="1128 639 1214 671">別 添</p> <p data-bbox="1332 676 1910 745">貿易経済協力局関係事務（地方委譲分）処理要領 （<u>貿易審査課、農水産室及び野生動植物貿易審査室</u>）</p> <p data-bbox="1128 783 1214 815">総 則</p> <p data-bbox="1128 820 2069 922">経済産業局（通商事務所を含む。）又は沖縄総合事務局（以下「局」という。）において取扱うこととされた事務の処理については、一般に次の諸点に留意の上処理するものとする。</p> <p data-bbox="1128 927 2121 1029">1 特に本省との協議事項と定めた場合以外であっても、<u>承認、割当て及び確認基準等</u>からみて疑問がある場合には具体的な意見等を添え、本省（本省における主管課（室）。以下同じ。）と協議のうえ処理すること。</p> <p data-bbox="1128 1075 1245 1107">2 （略）</p> <p data-bbox="1128 1112 2069 1214">3 申請を受理した場合は、申請の際に提出された申請書、立証書類等関係書類の原本に申請を受理した旨、受付を行った経済産業局名（若しくは通商事務所名又は沖縄総合事務局名）及び受付年月日を記載すること。</p> <p data-bbox="1128 1219 2114 1321">審査の結果、<u>承認、割当て又は確認</u>（以下「<u>承認等</u>」という。）につき可否が決した場合は、上記の申請書にその旨及び年月日を記載し返却するものとする。</p> <p data-bbox="1128 1334 1245 1366">4 （略）</p> <p data-bbox="1128 1370 1673 1402">5 本省に対する文書の取扱いは次によること。</p> <p data-bbox="1158 1407 1283 1439">(1) （略）</p>

(2) 件名は次のように統一する。

(イ) 事務上の事後報告等に関する文書の場合  
「輸入貿易管理事務の報告について事項名」

(ロ) 事務の処理につき協議又は通知を行う文書の場合  
「輸入貿易事務の処理について事項名」

6 各局の局記号は次によること。

<u>局名</u>	<u>局記号</u>	<u>局名</u>	<u>局記号</u>
(略)			

7 事前確認の場合の事項別記号は別に定める場合を除き、次によること。  
(削る)

事前確認

ワシントン条約附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる  
生きている動物

CA

8 事前確認の場合の確認番号は別に定める場合を除き、下記の例により暦年をも  
って更新する一連番号を付すること。

(例) 局記号—CA (西暦番号の末尾2桁) —0001

9 事前確認に関する本省への報告は、貿易審査課が別に定める様式及び報告方法  
に従い貿易審査課に報告するものとする。

各 則

局において取扱うこととされた事務の処理については、次の手続及び基準により  
処理するものとする。

(「 」は外国為替及び外国貿易法関係事務の委譲について(平成13年1月6  
日付け平成13・01・06貿局第9号)の各事務に付けられた番号をいう。)

「一、第2」の事務

1 事前確認書には、申請者が提出した輸出国管理当局等の発行した輸出許可書又は  
再輸出証明書の写しを添付し、割印を押印すること。

2 (略)

(削る)

(2) 件名は次のように統一する。

(イ) 事務上の事後報告等に関する文書の場合  
「輸入貿易管理事務の報告について (貿易審査課、農水産室及び野生動植物貿易  
審査室関係) 事項名」

(ロ) 事務の処理につき協議又は通知を行う文書の場合  
「輸入貿易事務の処理について (貿易審査課、農水産室及び野生動植物貿易審  
査室関係) 事項名」

6 各局の局記号は次によること。

<u>経済産業局名</u>	<u>局番号</u>	<u>経済産業局名</u>	<u>局番号</u>
(略)			

7 承認等の場合の事項別記号は別に定める場合を除き、次によること。  
輸入の承認

有効期間の延長等

VA

輸入承認証の内容変更

LA

事前確認

ワシントン条約附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる  
生きている動物

CA

8 承認等の場合の承認番号は別に定める場合を除き、下記の例により暦年をも  
って更新する一連番号を付すること。

(例) 局番号—TA (西暦番号の末尾2桁) —0001

9 承認等に関する本省への報告は、貿易審査課が別に定める様式及び報告方法  
に従い貿易審査課に報告するものとする。

各 則

局において取扱うこととされた事務の処理については、次の手続及び基準により  
処理するものとする。

(「 」は外国為替及び外国貿易法関係事務の委譲について(平成13年1月6  
日付け平成13・01・06貿局第9号)の各事務に付けられた番号をいう。以下  
同じ。)

I 「一、第2、1」の事務

1 事前確認証には、申請書の提出した輸出国管理当局等の発行した輸出許可書又は  
再輸出証明書の写しを添付し、割印を押印すること。

2 (略)

II 「一、第2、2、(1)」の事務

令第4条第1項第1号のみに係る承認は原則として、ぶり・さんま・貝柱及び

煮干し、あじ、さば、いわし、ほたて貝、たら、たらの卵、いか、水産物、太平洋種にしん、にしん（太平洋種にしんを除く。）、にしん（令和2年9月7日付け輸入発表第10号（令和2年度「にしん」の輸入割当てについて）により、太平洋種にしん及びにしん（太平洋種にしんを除く。）を統合したものをいう。）、すけそうだら、干しするめ、こんぶ調製品、干しり、無糖の味付けり、のりの調製品（無糖の味付けりを除く。）、ばら干しのあおりの及びひとえぐさ、こんぶについてのみ行うこと。

### III「一、第2、2、(2)」の事務

輸入の承認の特別の有効期間の設定は、輸入契約上、貨物の製造期間等の関係で、輸入割当証明書の有効期間とこれに係る輸入承認証の有効期間とを合計した期間内（10箇月）に、貨物を輸入することが困難であることが、輸入割当てを行うに際し、あらかじめ明確である場合又はその割当の目的等からみて10箇月より短い期間に輸入させる必要がある場合において、当該輸入に必要な限度において行うこと。

### IV「一、第2、2、(3)」の事務

本事務は平成10年5月15日付け輸入注意事項10第49号（輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について）により処理すること。

なお上記注意事項の審査基準に該当しないが、諸般の事情から考慮して特に承認しても差し支えないと思われるものについては、本省の指示をまって処理すること。

### V「一、第2、2、(4)」の事務

1 貿易経済協力局長が指定する事項は、次のとおりとする。

(1) 輸入承認証（令第4条第1項第二号に該当する場合を除く。）の訂正。

(2) その他輸入割当証明書又は輸入承認証の記載事項中、誤記等軽微なものの加除訂正。

2 輸入承認証（令第4条第1項第二号に該当する場合を除く。）の記載事項の訂正。

本件については、平成12年3月31日付け輸入注意事項12第21号（輸入承認の内容変更について）により処理するほか次によるものとする。

(1) 自局以外で以外で発行した輸入割当証明書に係る輸入承認証の拘束事項及び条件に関する内容変更については、本省の支持をまって処理すること。

(2) 輸入承認証の記載事項中「申請者名」、「関税率表の番号等」、「商品名」、「数量及び単位（金額）」又は「総額（US\$）」の変更は原則として認められない。やむを得ない理由により内容変更しなければならない場合は本省の指示をまって処理すること。

3 輸入割当証明書又は輸入承認証の記載事項中誤記等軽微なものの加除訂正については、誤記等による訂正又は加除であることを関係書類等により確認の上、変更

(削る)

(削る)

(削る)

箇所に訂正印を押印し申請者に返却する。この場合の申請書等関係書類の提出は不要である。

VI「一、第2、2、(5)」の事務

本事務は、本事務処理要領に特別の定めがある場合のほかは、本省の支持をまっ  
て処理すること。